

令和6年 第2回定例会

上里町農業委員会 会議録

令和6年2月26日(月)

## 令和6年 第2回 上里町農業委員会 議事録

開催年月日	令和6年2月26日(月)	開催場所	上里町役場4階協議会室	
開議時刻	午後1時30分	閉議時刻	午後3時00分	
議長	坂本 俊雄	議事参与者	なし	
出席した事務局職員	事務局長：吉村 貴文 事務局次長：関口博之 産業観光係主査 須長正実 主任：長谷川美雪	書記	事務局主任 長谷川美雪	

## 委員出席状況

席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
会長	坂本 俊雄	○	—	金井 栄	○
会長代理	小林 進	○	—	高野 保雄	○
1	木村 隆之	○	—	石倉 和宏	○
2	荻野 好雄	○	—	柴崎 久男	○
3	坂本 茂	○	—	関根 秀樹	○
4	山下 登	○	—	清水 忠之	×
5	森島 了	×	—	尾崎 保幸	○
6	菊地 宏利	○	—	飯塚 昭	○
7	須田 和弘	×	—	清水 福次	○
8	小暮 和利	○	—	松下 守	○
9	藤島 廣二	○	—	松本 康男	○
10	中久木大祐	○	—	北畑 光男	×
11	小暮 辰雄	○	—	関口 博孝	○
12	飯塚 豊	○			

## 会議進行状況

<p>〔開 会〕</p>	<p>議 長</p>	<p>ただいまの出席委員は12名であります。よって、上里町農業委員会会議規則第6条の規定により定足数に達しておりますので、これより令和6年第2回上里町農業委員会定例会を開会いたします。</p>
<p>日程第1 会議録署名委員及び書記 の選任について</p>	<p>議 長</p>	<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の選任について、こちらからご指名をさせていただきます。 議席番号2番 荻野 好雄委員 議席番号3番 坂本 茂委員 に会議録署名委員をお願いします。 書記については、事務局 長谷川主任 をお願いします。</p>
<p>日程第2 議案第5号 農地法第3条の規定による 許可申請について</p>	<p>議 長  事 務 局</p>	<p>日程第2 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番を提案いたします。事務局による説明を求めます。  農地法第3条の説明をさせていただきます。今月は案件が3件でございます。 1番ですが譲受人 ○○ ○○氏、譲渡人 上里町○○△△△ ○○ ○○氏です。土地の所在ですが4筆あります。①番から③番は譲受人の宅地の農地に隣接している畑です。①は大字○○字○○○△△△の△、面積は828㎡、②は大字○○字○○○△△△の△、地目は畑、面積は222㎡、③は大字○○字○○○△△△の△、地目は畑、面積は810㎡、④番は大字○○字○○○△△△の△、面積は637㎡、地目は田、譲受人の居住地から500mの距離にあります。全て農業振興地域内の青地の農地です。権利内容は所有権移転の売買です。譲受人に関する事項ですが耕作面積は5,492㎡、貸付地、不耕作地はありません。従農者数は1人、農地法3条第2項の要件は満たしています。トラクター2台、コンバイン1台、田植機1台等所有しています。譲受人は60歳の兼業農家です。以前から管理していた、自作地に隣接する農地を買い受け経営規模拡大のため申請となりました。</p>

<p>日程第3 議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について</p>	議 長	ただいま、事務局から説明がありましたが、担当地区の委員より現場確認の報告をお願いします。
	石倉 和宏委員	1番について 問題ありません。
	議 長	質疑のある方は、順次発言をお願いします。
	議 長	質疑がないようですので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～
	議 長	ご異議なしと認め、提案どおり承認したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。  ～挙手全員～
	議 長	挙手全員でありますので、提案どおり承認することに決定いたします。
	議 長	日程第3 議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について、1番から2番を提案いたします。事務局による説明を求めます。
	事 務 局	農地法第4条の説明をさせていただきます。今月は2件になります。 1番ですが上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 面積は575㎡です。申請地の地目は田、転用目的は農業用資材置場、形態は新設、申請地は農業振興地域内の第1種農地とみられます。宅地に接続しています。申請者が所有する農地の多くが自宅から離れており、農機具等を移動する際の手間や時間、危険性があることから、所有農地が集中する申請地に農業用資機材等の保管ができれば、農作業の効率性の向上や、危険を伴う移動による安全性の向上になることから申請するものです。

		<p>2番ですが上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 面積は188㎡です。申請地の地目は畑、転用目的は一般住宅、形態は新設、申請地は農業振興地域内の第2種農地とみられます。宅地に接続しています。申請者は、居住していた宅地及び農地を建売分譲住宅用地として、用地の一部を除き売却をして、現在は知人の居宅の一間を間借りして生活しておりますが、このたび自己用住宅を建築するため、残しておいた一部の用地に自己用住宅を建築したく申請するものです。</p> <p>議長 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、1番から2番の案件について担当地区の委員より現場確認の報告をお願いします。</p> <p>中久木大祐委員 1番について 特に問題はありません。</p> <p>金井 栄委員 2番について 特に問題はありません。</p> <p>議長 長 質疑のある方は、順次発言をお願いします。</p> <p>柴崎 久男委員 1番についてお聞きしたいのですが、建蔽率は、制限はないのですか。建蔽率が10%ありますので、ちょっと専用面積が大きいのかなって感じがします。</p> <p>事務局 建蔽率につきましては問題ないと認識はしております。基準をしっかりと把握してるわけではないのですが、良いか悪いかというのはお話できなくて申し訳ないです。</p> <p>事務局 一番の案件につきまして、今お答え申し上げられないところありますので、確認次第もう1度この案件</p>
--	--	---

<p>日程第4 議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について</p>	<p>事務局 長</p>	<p>に戻らせていただくということで、2番からさせていただくことでよろしいですか。</p>
	<p>議 長</p>	<p>確認は今、職員の方でとっておりますので、申し訳ないですがよろしくをお願いします。</p>
	<p>議 長</p>	<p>一番を保留にしまして、2番目の案件について何か質疑のある方はいらっしゃいますか。</p>
	<p>議 長</p>	<p>2番について質疑がないようですので採決したいと思いますがご異議ございませんか。</p>
	<p>議 長</p>	<p>意義なしと認め、申請通り、許可相当としたいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いします。</p>
	<p>議 長</p>	<p>～挙手全員～ 挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。</p>
	<p>事務局</p>	<p>日程第4 議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から5番を提案いたします。事務局による説明を求めます。</p> <p>農地法第5条の説明をさせていただきます。</p> <p>1番ですが、譲受人 上里町〇〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇氏、譲渡人 上里町大字〇〇△△△番地〇〇〇です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△外1筆 567㎡。地目は畑、権利内容は30年間の使用貸借権設定、転用目的は一般住宅、形態は新設、申請地は農業振興地域外の第2種農地です。宅地に接続しています。譲受人は現在、妻と子の3人で借家暮らしをしておりますが、借家では手狭となり、将来のことも考えて、父及び親族の所有する農地に自己用住宅を建築したく申請するものです。</p> <p>2番ですが、譲受人 上里町大字〇〇△△△番地△ (株)〇〇〇〇、譲渡人 高崎市〇〇〇〇△△△番地〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 661㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は事務所、形態は新設、申請地は農業振興地域内の第2種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人は、町内で住宅設備工事等の建設業を営んでいる法人ですが、現在の事務所</p>

	<p>議 長</p> <p>石倉和宏委員</p>	<p>用地では手狭となり、新しく事務所を建築したく申請するものです。</p> <p>3番ですが、譲受人 神川町〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇氏、譲渡人 上里町〇〇〇△△△ 〇〇〇〇です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 93㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は敷地拡張、形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第1種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人は、申請地に隣接する用地に太陽光発電施設と倉庫を所有しておりますが、このたび倉庫を貸出すことから太陽光パネルの移設が必要となり敷地拡張したく申請するものです。</p> <p>4番ですが、譲受人 藤岡市〇〇△△△の△ 〇〇〇〇氏、譲渡人 熊谷市〇〇△△△ 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 面積320㎡です。宅地1筆と一体利用になります。申請地の地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は一般住宅です。形態は新設、申請地は農業振興地域内の第1種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人は、現在、妻と子の3人で借家暮らしをしておりますが家では手狭となり、将来のことも考えて自己用住宅を建築したく申請するものです。</p> <p>5番ですが、譲受人 本庄市〇〇△△△の△ (株)〇〇 〇〇、譲渡人 深谷市〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 面積44㎡です。申請地の地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は敷地拡張になります。形態は新設、申請地は農業振興地域外の第3種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人は本庄市で賃貸業を営んでいる法人ですが、申請地に隣接する共同住宅の敷地が狭く、駐車スペースの確保などが必要なことから敷地拡張したく申請するものです。</p> <p>以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。</p> <p>1番について 問題ありません。</p>
--	--------------------------	--

	木村 隆之委員	2番・3番について 問題ありません。
	松本 康男委員	4番について 問題ありません。
	坂本 茂委員	5番について 現地確認しましたが、現地の場所を私が間違えてなければ、畑もございませんし、これをどういうふう に許可を出すのかなと考えましたら、ここは以前に転用を行なっています。だから前に行ったときに、こ の今回申請の土地まで含めて、整備をしてしまったんじゃないかなと思います。今回の部分だけ、手続上 で残ってしまったのかと。ですから畑と言ってますが、畑はなく、これについては44平米ということで、 別に許可をしないというわけではないですが、手続的にもう少しきちんとしてないと、農業委員会の権限が 落ちるのかと思いました。よろしくお願ひします。問題ありません。
	事 務 局	5番の案件について坂本委員ありがとうございます。5番につきましてお話をさせていただきます。坂 本委員さんが以前に転用があったというご記憶ですが、実はこの細長く赤い斜線があるところの北側のL 字の土地なんです。ここが3年ほど前に、自動車屋さんの車置き場を作りたいという転用申請がありまし た。ですので、1度こちらの土地を見たという記憶があるのかと思います。この赤い細長い斜線の裏側の ところは今現在も申請通り車置き場になってございました。この赤い斜線ですが、実は今のアパートのす ぐ裏ぐらいに草が生えてるところがあったかと思ひます。確かに畑の状態はもうないです。あの辺に砂利 やコンクリート、アスファルトも敷いてなくて、そのままその敷地の一部になっている状態の場所でご さいました。本当であればその辺を、ちゃんと確認いただきました委員さんとお話できればよかったのか もしれないのですが、事務局の方で一通り全部確認はしてござりまして、今回の場所は、この航空写真で言 うと青い斜線の振られてるアパートの裏の一部に、線はありませんけれども、草の状態で雑草地みたいな 状態のところですよ。



	坂本 茂委員	コンクリートの擁壁がありますよね。コンクリートはこちらの建物の方ですよ。
	事務局	はい、土留めみたいなコンクリートが打ってありますが、それは北側の駐車場用地を転用したときに作られたもので、今回の申請地はその擁壁の南側アパートの一部の中でした。当然砂利やアスファルトが敷いてあったりとかすれば、それは違反転用ですので是正しない限りは転用できませんが、畑ではないですが、雑草が生えた状態ということでこれであれば、致し方ないかなというところですよ。以上です。
	議長	よろしいですか。その他、1番から5番まで質疑ありますか。
	坂本 茂委員	参考までにお聞きしたいのですが、先ほどの3番ですが、この辺は農業生産力が高い場所のような気がします。何故ここだけ宅地があったのかなと思ったんです。以前住宅かなんか建っていたのでしょうか。
	事務局	ご質問にお答えさせていただきます。定かじゃないですが、確かこちらに焼却施設みたいなのが以前あったかなという記憶はしています。産廃施設とまで言いませんが、この一帯は土地改良事業がされてるわけですが、この青い斜線のところは、元々地目は宅地だったので、土地改良事業には含まれてないんですね。この三角形の赤いところは土地改良事業に入ってはいたんですけども、白地です。それで現在、この青い部分で事業をやっており、その事業用地が手狭になった場合に、そこから地続きの土地を敷地拡張するというのが農地法の中では認められているということで、白字ですし、規模的にも面積が小さいので、事業用地の敷地拡張ということで、県の事前協議では見込みありと話をいただいた案件でございます。
	議長	よろしいですか。他に何かありますか。
	議長	では質疑がないようですので採決したいと思います。ご異議ございませんか。

議 長	異議なしと認め、申請通り許可相当することに賛成の委員の挙手をお願いしたいと思います。
議 長	挙手全員でありますので申請通り許可相当という事に決定いたします。
議 長	日程第5の前に、先ほど保留になっていた案件に戻りたいと思います。日程第2、議案第6号農地法第4条の規定による許可申請で保留になってました、1番の案件について事務局より説明をお願いします。
事 務 局	事務局の方が勉強不足で申し訳ございませんでした。今月の4条の1番の案件で、柴崎委員より建蔽率のお話をいただきました。確認をさせていただきましたところ上里町の用途地域でない無指定の地域の建蔽率は全て60%というお話でございます。ですので今回は575㎡の内の55㎡ということですので10%ぐらいでするので問題はないという形で担当課の方に確認はさせていただきました。いいわゆる農業委員会でも第3種農地と言われる色の付いた用途地域と言われる場所は、第一種低層住宅専用地域は建蔽率が50%以内だとか、第二種中高層住居専用地域は60%以内、近隣商業地域は80%以内とか細かく建蔽率をうたってございますが、用途地域という指定がない地域につきましては、上里町は60%っていう基準でその以内であればOKということでございます。それを含めて、その4条の1番の決裁をお願いできればと思いますよろしく申し上げます。
柴崎 久男委員	これ物置が建てば575㎡宅地になりますよね。地目が宅地になりますよね。
事 務 局	税務課の評価での課税は、ここは農業用施設用地課税になります。
柴崎 久男委員	けども、〇〇さん本人は、何年って言っているのかわかんないけど、10年20年は、これは青地だから農業施設でずっと農業の機械を置いておかななくちゃいけないということになりますよね。俗に言う青地ですよね。
事 務 局	はい。

	柴崎 久男委員	ちょうど宅地分譲するのに良い面積なんでそういう心配は要らないですか。疑いすぎますか。
	事務局	元々青地です、青地を白地という形に変えられれば問題ないんですけど、今回は、青地のままの農業用施設という条件がございます。
	柴崎 久男委員	ご本人はご存じなんですか。もちろん知ってますよね。
	事務局	その疑いはかけませんでした。真面目に農業をされてて、本当に県道を渡ったときに少し事故にあったぐらいの危険があるんだというお話をされていました。
	柴崎 久男委員	便利になるのはわかりますが、町内にあるじゃないですか。私達の任期の内にこれが転用になって、一般住宅に代わってしまうのが心配なんですよ。それだけです。
	坂本 茂委員	1軒ありましたよね。県道沿いに農業倉庫で建ったじゃないですか。だからそういうケースもあるから、柴崎委員は心配してるみたいだけど、そこに何か別のものを作る場合には制度的には農業委員会にかかりますよね。この〇〇さんちも。前は農業倉庫だったものが、何か自動車屋さんで使ってるわけですよ。だから、手続き的には間違いがなかったのかも知らないけども、結果的に見ると違反なんですよ。そういうことで農業委員会が許可したんじゃないんだから。私が許可したわけじゃないけども。だからそういうことがあるってことを心配してんだから。
	菊地宏利委員	詳しいことは知らないけど確かに農業用倉庫で使ってたよ。本人が亡くなって誰かに貸したか、売ったかは知らないけど、それは駄目でしょう。

	小林 進委員	<p>すいませんちょっといいですか。事務局の方にちょっと調べてもらいたいんですけども、農業委員会の方で許可相当と形でおりましたものが、その後どういうふうに扱われていくのか、追跡調査をする義務というのがあるんですか。</p>
	事務局	<p>農業委員会の義務ですか。農業委員会がその義務を負うかどうか確認はしておきますけども、やはり農地転用が、最終的には県の許可ですので、責任は全て県にございます。ただ、農業委員会としましては、その許可に対して、町の状況を含めて、許可相当という意見をつけてお渡しするだけですので、その義務的なものは、どこにもうたってあるところを見受けしたことはございません。農業委員会に何か責任があるかどうかというところは、県の方に何か事例があるか確認をしておきたいと思います。ただ義務はないかと思います。</p>
	小林 進委員	<p>事務的なものはないとすると、柴崎さんが取り越し苦労になっちゃう。</p>
	坂本 茂委員	<p>先ほど委員会だとか県だとかって言うのは、事後調査をする権利もないですが、申請以外の形で何かした人が、次回申請出したら、農業委員会としては、通しませんよ、当然。あなた申請した通りやってないじゃないですか、また同じことをするんですかって、チェックするわけですよ。だから、その通りにやってるかどうかというのは、私達の任期だって2年なんだから、ずっと自分が許可した案件を、追うことはできないんですが、結果として言葉は変ですが、その人に前科がつくわけですから、その前からどんどん申請してどんどん宅地になってしまうのはまずいので、その辺の配慮は事務局ないし役場ないし、農業委員会でもやってくれると思うんですよね。そうでないと正義がどこかいっちゃうので、せめて私達任期中は間違いが起こらないように。</p>
	事務局	<p>坂本委員がおっしゃるように1回、目的以外のことをしたところについて、県は厳しくリストが用意されてございますので、次の申請は絶対受けません。その時はそういう嘘と言っては失礼ですが、申請に基づいて許可をしたけれども、結果的に違う目的にされた場合は、次はございませんというスタンスは県もしっかりとってます。今回の案件についてどこまで本当かという裏を取るという事は全ての案件に対して</p>

		<p>非常に難しいところではありますけれども、今地元の委員さんからもお話がございましたとおり兼業農家で一生懸命やっているし、これからも退職後、農業やっていくという中では、私もご本人様とお話しましたし、今回の転用の前に、農業振興地域の整備計画の変更の段階でも、町として面接を行って、しっかりした意識を確認した上で今に至ってる申請ということでご理解いただきたいと思います。と思っています。</p>
	柴崎 久男委員	<p>やっぱり一種地域の中にそういうのものができると、興味がある人がいるから、それなりの模範的になるようにしてほしいですね。頑張ってください。</p>
	菊地 宏利委員	<p>さっきの先輩の名誉のために言いますが、確かに農地に農業倉庫を作って農家をやってたのは間違いありません。本人が亡くなり農家を継ぐ人がいないので、他の家族が転用という形にしたと思うんです。詳しい内容は知らないですが、最初からあの方は何か転用しようと思ってやったわけではない。それは結果的にそうなったのですが、亡くなった先輩のために疑われたままだと困るので。</p>
	坂本 茂委員	<p>それはわかっていますが、ただ結果的にそうなったから、よくはないですね。</p>
	中久木大祐委員	<p>これって私の方からの確認について、一度〇〇さんとお会いして、こういうお話が出たよということは僕も言いたくないですけど、どこまで確認をし、どの立場で、どういうタイミングというか、難しい問題だと思うんで、〇〇さんからしたら疑ってるのかと、思われてしまうと思いますし、僕も担当地域なんで、どういうスタンスでいけば良いかわからない。</p>
	事務局	<p>町の担当の除外担当もいますが、町の担当者及び、町農業委員会の担当で全てそちらの方につきましては責任持って私どもも対応させていただきますので、何か委員さんにお問い合わせすることがありましたらお話をさせていただきますので、特に中久木さんがご心配いただくのはありがたいですが、今日の中では、結構でございます。</p>

<p>日程第5 議案第8号 上里産業振興整備計画の 変更について</p>	<p>中久木大祐委員</p>	<p>私がどうこう動く必要はないですね。</p>
	<p>事務局</p>	<p>はい。</p>
	<p>議長</p>	<p>日程第2 議案第6号の許可申請について1番の案件について質問が終わりましたので、採決したいと思いますですがご異議ございませんか。</p>
	<p>議長</p>	<p>ご異議なしと認め、申請通り許可相当としたいと思いますので、賛成全員の挙手をお願いします。</p>
	<p>議長</p>	<p>挙手全員でありますので申請通り許可相当とすることに決定いたします。</p>
	<p>産業観光係主査</p>	<p>日程第5 議案第8号、上里農業振興地域整備計画の変更について提案をいたします。担当者による説明を求めます。</p> <p>産業観光係の須長です。議案第8号についてご説明申し上げます。議案書は、8ページ、それから所在地につきましては12ページの地図と併せて場所につきましては航空写真の資料9ページと10ページをご覧くださいと思います。それでは本日ご審議いただく案件ですけれども、既存事業地ですね、敷地拡張、それから住宅とする農業地域区域からの除外が2件でございます。それでは順を追って説明いたします。まず除外地の案件でございますが、事業計画者は、古物商を営む〇〇〇〇という会社でございます。現在、中古機械等を中心に資源回収をして、それを解体分別した上で、金属原材料、販売の事業を行っておりますが、取扱量が増えてきたため現在の事業地では手狭となりましたので東隣の農地を除外して敷地拡張をするものでございます。地目は登記簿現況とも畑、面積は1,576平米でございます。敷地拡張の場合、農転ができる面積は既存敷地の1.5倍までという要件がございますので、今回は1,576平米の内の490平米を除外するものでございます。</p> <p>次に除外の案件ですが事業計画者は、土地所有者の姉の子で甥にあたる〇〇〇〇氏でございます。現在</p>

		賃貸アパートに住んでおりまして、将来の子育てや両親を扶養するといった観点から考えて、自己用住宅の建築をしたいということで、分家住宅として除外するものでございます。地目は登記簿、現況ともに、畑、面積は2,000平米のうち499平米を除外するものです。以上で説明を終わりますのでご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
議	長	ただいま、担当者より説明がありましたが、質疑のある方は、順次発言をお願いします。
柴崎	久男委員	1番について、近隣の同意書は必要ないんですか。
産業観光係	主査	近隣の同意書は貰っておりませんが、隣接地の所有者の承諾書はもらっております。
柴崎	久男委員	2番について、昔は農家指定住宅で除外ができたと思うんですけども、今回はお姉さんの子供さんですよ。農業を将来やらないと思うのですが、それはどういう条文で対象になるのでしょうか。
産業観光係	主査	世帯主から見て、3親等以内の親族の分家住宅は建設できるということになっておりまして、今回の件は3親等内に入っておりますので、大丈夫ということでございます。
議	長	他にございますか。
議	長	質疑がないようですので採決したいと思います、ご異議ございませんか。
議	長	それではご異議なしと認め、提案通り承認としたいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いします。
議	長	挙手全員でありますので、提案通り承認とすることに決定いたします。

[その他]	議 長	以上で本日用意しました議案の審議を終了します。続きましてその他について事務局より、説明をお願いします。
	事 務 局	～その他について～ 1.活動記録簿の提出について 2.令和5年度児玉地方農業委員会連絡協議会研修会および懇親会の開催について 3.次回の総会については、3月25日午後1時半から 協議会室
[閉 会]	会 長 代 理	全ての日程が終了しました。 慎重審議、誠にありがとうございました。 これもちまして、本日の定例会を閉会いたします。



上記の会議の顛末に相違ないことを証明する。

令和6年2月26日

議 長

印

(荻野 好雄 委員)

署 名 人

印

(坂本 茂 委員)

署 名 人

印